

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜、
休日は、
がと日
の翌)

目 次

◇規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(職員厚生課)

◇告 示

保険医療機関等の指定(保険課)

鳥取県ナースセンターの指定(医務課)

結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)

結核予防法による医療機関の指定の辞退(〃)

土地改良区の役員の就退任(二件)(農村整備課)

県営土地改良事業計画の決定(〃)

土地改良事業の工事の完了(〃)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止(会計課)

◇公安告示

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇人委規則

職務に専念する義務の特例に関する規則及び県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則(職員課)

◇正 誤

平成五年三月鳥取県規則第十九号中訂正

公布された規則のあらまし

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 一 職業能力開発促進法の一部が改正され、この規則で引用している同法の条文に移動があったこと等に伴う所要の規定の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年五月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十七号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

(昭和四十三年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。
 第二条の二第二号中「第十六条第四項」を「第十五条の六第三項」に、
 「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百七十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二十条の規定により告示する。

平成五年五月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取県立中央病院	鳥取市江津七三〇	平成五年五月二十二日
湯村皮膚科医院	鳥取市湯所町二丁目一八三	平成五年五月二十三日

石田医院	気高郡青谷町大字青谷三九三六一	"
名島外科医院	倉吉市東岩倉町二二三六	平成五年五月二十五日
立川眼科耳鼻咽喉科診療所	境港市湊町一五六	平成五年五月二十八日
森医院	八頭郡河原町大字曳田一一七一	平成五年五月十七日
平福薬局トピア店	東伯郡東伯町大字徳万五五八一	"
安梅医院	東伯郡関金町大字大鳥居二一五一	平成五年五月二十八日

鳥取県告示第四百七十八号

看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年六月法律第八十六号)第十四条第一項の規定に基づき、平成五年四月一日付けで鳥取県ナースセンターの指定をしたので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成五年五月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 鳥取県ナースセンターの名称
社団法人鳥取県看護協会
- 二 鳥取県ナースセンターの住所
鳥取市江津三一八一
- 三 鳥取県ナースセンターの事務所の所在地

鳥取市江津三一八一

鳥取県告示第四百七十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成五年五月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
水本クリニック	鳥取市徳尾四〇五一	平成五年五月十四日
永井整形外科医院	米子市上後藤一丁目一八一	平成五年五月十四日
医療法人厚生会 米子中海病院	米子市彦名町一二五〇	平成五年五月十四日
河本医院	倉吉市津原三九二二	平成五年五月十四日
白石医院	米子市安倍二一九三	平成五年五月十四日
井東医院	倉吉市新陽町二二二	平成五年五月十四日
宮川医院	東伯郡大栄町大字瀬戸五三一	平成五年五月十四日
森下薬局	境港市幸神町三五七	平成五年五月十四日

鳥取県告示第四百八十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成五年五月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
福島医院	東伯郡大栄町大字良由宿五〇九	平成五年三月十一日
医療法人厚生会 米子内科クリニック	米子市加茂町一丁目一六	平成五年五月十三日
井東眼科クリニック	倉吉市新陽町二二二	平成五年五月十三日
宮川医院	東伯郡大栄町大字瀬戸五三一	平成五年五月十三日
白石医院	米子市安倍二一九三	平成五年五月十三日

鳥取県告示第四百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり庄内土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年五月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 谷 田 隆 男 西伯郡名和町大字押平六九八

平成五年四月三十日退任

鳥取県告示第四百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大口堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年五月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 岡 本 善 徳 鳥取市八坂二〇五

種 田 孝 徳 鳥取市国安五三九一五

西 村 兼 男 鳥取市国安九三七

山 本 泰 人 鳥取市円通寺二二八

山 根 仁 鳥取市橋本三八

山 本 高 吉 鳥取市馬場五三

藤 岡 芳 満 鳥取市古市三〇三

北 浦 郁 夫 鳥取市叶一二七

中 田 光 雄 鳥取市宮長四一

西 尾 卓 也 鳥取市の場一一五

三 谷 伝 鳥取市富安三三三―三五

市 村 正 史 鳥取市雲山一九九

谷 沢 英 一 鳥取市中大路七三

田 中 愿 夫 鳥取市西大路一三二

監 事 中 尾 重 夫 鳥取市馬場二四三

西 尾 義 昭 鳥取市数津一六四

村 山 登 鳥取市雲山一〇九―一二

三 輪 武 弘 鳥取市美和一四七

平成五年四月五日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 山 本 泰 人 鳥取市円通寺二二八

岡 本 善 徳 鳥取市八坂二〇五

森 下 達 雄 鳥取市蔵田二四二

田 村 正 男 鳥取市馬場一七二―一五

岡 村 太 郎 鳥取市国安九〇三―一

西 村 兼 男 鳥取市国安九三七

山 根 久 美 鳥取市数津一九八一―

前 田 和 三 鳥取市叶三七四

中 田 光 雄 鳥取市宮長四一

〃 三 谷 伝 鳥取市富安三三三十五
 〃 川 口 隼 成 鳥取市雲山九三
 〃 三 輪 武 弘 鳥取市美和一四七
 〃 谷 沢 英 一 鳥取市中大路七三
 〃 田 中 岩 藏 鳥取市西大路一三五
 監 事 山 根 喜 作 鳥取市橋本一九一一
 〃 藤 岡 芳 満 鳥取市古市三〇三
 〃 村 山 登 鳥取市雲山一〇九一二
 〃 徳 長 繁 太 郎 鳥取市東大路九九一一
 平成五年四月六日就任 任期四年

鳥取県告示第四百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営土地改良総合整備事業大国地区区画整理、農業用排水、農道整備、暗きょ排水及び客土）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年五月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
 土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年五月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年五月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
会見町	団体営老朽ため池等整備事業浅井地区ため池等整備	昭和五十四年三月二十五日
〃	農村地域農業構造改善事業会見（馬廻）地区農道舗装	昭和五十五年十一月二十五日
〃	農村地域農業構造改善事業会見（妙見法城）地区農道舗装	昭和五十五年十二月五日

農村基盤総合整備事業手間(田住下)地区農業用排水	平成二年十二月二十
農村基盤総合整備事業手間(田住上)地区農業用排水	"
土地改良総合整備事業(地域改善)宮前第二地区暗渠排水及び農業用排水	平成四年三月二十五

鳥取県告示第四百八十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年五月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年七月十四日 鳥取県指令受米土維第七十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原字大沢六

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原九四五一二

本生芳弘

鳥取県告示第四百八十六号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成五年五月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

廃止年月日	住 所	名 称
平成五年五月二十三日	米子市上後藤一六〇三 一二	株式会社山陰合同銀行米 子北支店

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成五年五月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	サソボード	株式会社三盟
"	ギンスター	"
"	エキサイトグラフィックス2	株式会社ニューギン
"	キングソニック	"

人事委員会規則

職務に専念する義務の特例に関する規則及び県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年五月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十五号

職務に専念する義務の特例に関する規則及び県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

(職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正)

第一条 職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条中第十九号の二を第十九号の三とし、第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者として
その登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又
は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外
の者に骨髄液を提供する場合

(県費負担教職員の休暇に関する規則の一部改正)

第二条 県費負担教職員の休暇に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中第二十一号の二を第二十一号の三とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一の二 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者として
右に同じ
てその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、
又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以
外の者に骨髄液を提供する場合

附 則
この規則は、平成五年六月一日から施行する。

正 誤

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則(平成五年三月鳥取県規則第十九号)中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

八 頁
下 段
十 行
保 險 金 誤
保 險 課 正

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三千円(送料を含む。)】